

収入

印紙

和泉市ウォーキングアプリ構築業務委託契約書

1	業務委託の名称	和泉市ウォーキングアプリ構築業務委託
2	履行場所	和泉市府中町二丁目7番5号
3	履行期間	契約締結日から令和12年3月31日(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3、和泉市長期継続契約に関する条例(平成18年和泉市条例第30号)第2条第1項に基づく長期継続契約)
4	契約金額	¥●●●●●●●●●●(税込み) 内訳 ① システム構築費 ●●●●●●●●●●円 ② 保守業務 ●●●●●●●●●●円/月 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥●●●●●●●●●● (注1)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託金額に10/110を乗じて得た額である。 (注2) 上記①システム構築費は令和8年度に支払うものとする。 上記②保守業務の請求については、年度末単位で請求し、支払うものとする。 (令和8年度)¥●●●●●●●●/年度 (¥●●●●●●●●/月×2ヶ月分) (令和9年度)¥●●●●●●●●/年度、(¥●●●●●●●●/月×12ヶ月分) (令和10年度)¥●●●●●●●●/年度、(¥●●●●●●●●/月×12ヶ月分) (令和11年度)¥●●●●●●●●/年度、(¥●●●●●●●●/月×12ヶ月分)
5	契約保証金	和泉市財務規則第104条第3号により免除
6	適用除外条項	なし
7	支払条件	完了払い

上記の業務委託について、委託者と受託者とは、おのおの対等な立場に基づいて、次の条項(適用除外条項は、上記6の通り。)によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和8年 月 日

(委託者) 和泉市

和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市長 辻 宏康

(受託者)